

東かがわ市告示第 66 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市営駐車場使用料の徴収を下記のとおり委託したので同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

東かがわ市長 上村 一郎

記

受託者	委託事務	委託期間
アマノマネジメントサービス(株) 高松営業所	ひとの駅さんぽんまつ 駐車場使用料収納事務	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日 まで

以上